

令和4年度 第5回東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
 新たな児童福祉行政の基本方針・児童相談所設置計画策定部会 議事要旨

開催日時	令和4年11月18日(金)10時00分から12時00分
開催場所	東大阪市役所18階 研修室
出席者	<p><出席委員:6名> 中川部会長、安部委員、井上委員、岡崎委員、箱嶋委員、山本委員</p> <p><事務局:13名> 川西子どもすこやか部長、川東政策推進担当官、高橋児童相談所設置準備室長、本家子育て支援室長、高品子ども見守り相談センター所長、赤穂保育室長、増井子ども家庭課長、石塚子ども相談課長、三木地域支援課長、浦野施設給付課長、村田施設利用相談課長、徳山児童相談所設置準備室総括主幹、菊田児童相談所設置準備室主任</p>
議題	<p>1. 開会</p> <p>2. 議題</p> <p>(1)第4回部会のまとめ 資料1</p> <p>(2)「新たな児童福祉行政の基本方針・児童相談所設置計画」素案(案)の検討</p> <p>① 前回からの追加・変更点について</p> <p>② 素案確定に向けての意見交換</p> <p>③ 今後のスケジュールについて</p> <p>3. その他</p> <p>4. 閉会</p>
議事要旨	<p>1. 開会</p> <p>○東大阪市社会福祉審議会規則第4条第2項に基づき、部会員6名中6名の出席があったため、部会の成立を確認する。</p> <p>2. 議題</p> <p>○事務局より【資料1】に基づき、案件(1)について説明する。</p> <p>【各委員意見等】</p> <p>・資料中の誤字の箇所を伝えるので修正していただきたい。</p> <p>○事務局より案件(2)①②について説明する。</p> <p>【各委員意見等】</p> <p>・社会的養護と社会的養育の言葉について、私は社会全体で子どもを育てるのが社会的養育で、そこに社会的養護が含まれると解釈している。その解釈で考えると基本方針での言葉の使い方に違和感があった。委員の方に意見を伺い、確かめたい。</p> <p>(事務局補足:この箇所は記載について迷っていた。委員の方の意見を伺えたら修正をしたい。色々な資料を確認したが、明確に社会的養育と社会的養護の違いが見</p>

られるものがなかった。社会的養育の説明をしている資料でも社会的養護的に説明があり、その反対もあり、基本となる言葉の定義が見つけれなかった。)

- ・資料に「広い意味では～」と書いてある箇所が社会的養育、「この項では、保護者のない児童～」と書いてある箇所が、先ほど委員が仰った社会的養護の内容になる。社会的養育は今までは親と暮らさない子どものことばかり考えていたが、在宅の子どもにも支援が必要という考え方。
- ・社会的養育の方が大きい意味、社会的養護が入所措置をして養育するような意味合いだということかと考える。
- ・最近、世田谷区の児童相談所(以下「児相」という。)に行ったが、フォスターリング機関、里親のリクルートや研修、フォローする機関を児相が連携して設置したが、世田谷児相に聞くと、里親募集を今までしてきたが、「世田谷区で里親になってください」と言った方が、区民の関心が高くなり、里親を希望する人が多くなったとのことだった。自分たちのまち、自分たちの子ども、自分たちのまちに児相ができることで里親が増えたと、江戸川区も言っていたし、世田谷区も言っていた。やはり自分たちのまちで自分たちの子どもを育てるのは、関心が高まるということかと、それがやはりみんなで子どもを育てる意識が身近になるのだろうと思う。
- ・資料には、児童福祉行政、児童虐待という言葉があり、一応、子ども家庭福祉という言葉も大学で教えるカリキュラムにある。行政には、児童虐待防止等に関する法律とあるのではないが、児童虐待でなく子ども虐待という言葉も結構多い。言葉に整合性がないのかなと感じる。できれば、子ども家庭福祉というようにした方が良いが、そうすると色々と波及することになるので、これは修正してくださいではなく、これから考えていって下さいという意見の意味。
- ・ドイツに行ったときに、帰ってきてから調べると、ドイツでは子どもは意見を言う権利がある、だから、子どもの言うことにきちんと耳を傾けないといけないという考え方。だから、可能な限り聞くのではなく、本来聞かないといけない。だけど場合によっては、親子が対立する場合は別々に聞くと書いてある。あくまで聞く。親でも子どもも自分の処遇に関する事なのでということが児童福祉法の中に書いてある。日本の法律では、できるだけ聞きましようとなっているが、その前に、子どもには自分に関する事に意見を述べる権利がある、だから聞かないといけないという括りが本来。東大阪市の計画にそこまで書くかは別だが、そういう考え方をぜひ持っていて欲しい。
- ・ドイツでは、親と離れたい、一時保護してくれという権利が子どもにあると書いてある。施設入所の15%が子どもの申出とあり驚いた。ちなみに児相にあたるところが裁判所に申し立てて裁判所の決定で入るのが50%、親の申出による入所(同意入所)が35%、本人申出が15%とあり、おもしろいと思った。

日本では、そこに権利があるまでは書けないと思うが、本人が相談できるという範囲にはそこまで入っているということも考慮に入れて、勇気を出して相談に訪れた子どもに対し、本来そういうものだと考えてもらいたい。

- ・子どもからの相談も1割ぐらいはあると聞いている。
- ・相談する子どもの年代は色々。それに関連した話だが、子ども本人が相談できる窓

口の充実とあり、窓口の設置に重点が置かれているように記載があるが、窓口はあったら良いのだが、子どもがわざわざ窓口に行って相談するというのは考えにくいと感じる。本人が所属する学校やデイサービスなど日常的に行く場所、そこで吸い上げる仕組みの記載があった方が良い。そこで働いている職員からの意見も吸い上げるよう周知を図っていくなど。

- ・学校で先生との間に敷居があるようなら、スクールソーシャルワーカーが子どもと向き合い、そこで養育がしんどかったということで見相等に繋がったという話も聞き、吸い上げる仕組みがあったらと思う。
- ・診療機能の話だが、平成20年くらいの頃は児相に診療機能を併設するということがトレンドだった時期で、あの頃に常勤の児童精神科医が増えたが、私の認識ではそれで頭打ちになった。明石市や奈良市も常勤でなく、非常勤のドクターでカバーされている。なので、大阪市、大阪府と同じエリアで診療機能について参考にされるのも一つだが、時代の要請というかトレンドに合わせて診療機能のあり方を考えた方が良いのではと思った。
- ・大阪府では、府立精神医療センターとの連携が明確にできるので、管轄が東大阪市になった時点で児相を設置しそれを構築していくためには、一度その精神医療センターのドクターとも話をして意見を聞きながら作っていく方が良いと思う。やはり長期的なケア、トランジションの話も出てくると思う。
- ・世田谷では児童精神科医、弁護士も援助方針会議に入っている。だから、どんな虐待があったかだけでなく、その背後の親のメンタルヘルスや子どもの精神的ダメージについて解決したり、こういうところも気を付けないといけないと言ってくれる。どうしても出来事で判断しがちだが、そこらへんの家族システムとか、親自身の傷つき体験、子どもの傷つき体験があったり、それを理解した上で援助方針会議を行うと。だから診療に限らなくても良いかもしれない。
- ・診療に関しては、一時保護の子で28条を予定する子もいるが、何か発達等の遅れがあるかもしれないが、お医者さんの予約が取れず診断書がまだ取れていないという場合も多くあるので、中に医師がいるか、外と連携するのであればそれなりに連携ができていないと適時にできないことがある点は気になった。
- ・児相の医師の役割は、大きくはアセスメントの時に心理診断、医学診断、社会診断、この三つの診断を合わせて援助方針が決まっていくので、アセスメントとしての診断が一つ。もう一つが、法的対応が必要な場合に見立ての診断が一つ。もう一つが、施設入所している子どもが不安定なときに、どうケアしていくかという辺りが、児相の医師の役割になってくるかと思う。
- ・育成のところ。児相が令和9年にできるということだが、開設までにスタッフが必要で、経験していない人をどう育成するのか確認したい。

(事務局回答:今年度は他自治体に一人派遣しており、来年度も他職員が派遣に行くよう調整しており、今後指導的な役割を担っていくと思われる職員を中心に派遣を行っていく。今後も、できる限り、現場の仕事もしながらになるので、派遣人数を測りながら、受け入れ先の都合や事情にもよるが、可能な限り、派遣で勉強させてい

ただくという形を取りたい。心理職についても、令和 6 年度以降、派遣研修の形でお願いしていきたいと考えている。)

- ・できて約3年の見相に行ったが、一番の課題はSV等の経験者が確実に必要だということ。そのため、中堅職員を派遣することは絶対必要で、見相は行政判断が必要になり、子どもの死亡というリスクも高く、そこら辺の判断ができる人を確実に確保していた方が良いと感じた。
 - ・各見相に見学に行くと、それぞれ微妙にやり方が異なるので、どうすれば良いかとなると、見相のことがよくわかっている人がトップにいないと判断が難しいと感じた。
 - ・見相の開設一年前、半年前には、東大阪子ども家庭センターに行って、東大阪市のケースは行った職員たちが受け持って、ケースを開設時にそのまま受け取ってくると、職員育成にもなるし、支援を受ける世帯にとっても担当者が一緒になるので良い。開設の1年前には、そうして派遣を受け入れていただいた方が良かったと思った。
 - ・世田谷区には、子ども見守り相談センターのような機関が5つあるが、その職員は見相と同じくらいの職員数を配置している。地域での支援部門を充実すると見相の負担が軽くなる。見相の負担が軽くなれば、施設に行ったり、里親に月に1回会いに行ったりもできていると聞いた。今の子ども見守り相談センターのスタッフを減らして、見相を作るのはダメだということ。
 - ・医療的ケア児の箇所、各施設に看護師を配置するなどの支援策等と具体的に書いてもらいたいと思う。
- (事務局回答：看護師配置に関しては検討を行っているところで、部内での調整を踏まえて記載する。)
- ・DV相談は子ども家庭相談と密接なので、子ども見守り相談センターにDV相談員を一人配置ということは難しいのか。DVと母子相談を兼ねているイメージ。
 - ・市町村には男女共同参画のような部署が置かれており、本来そのような相談員はそこに配置されている。それを子ども見守り相談センターに集約されて置くのは、今は難しいかなという感じである。何かあったら繋ぐようになっているかと思う。
 - ・一時保護されている子どもが原籍校に通えるような、閉鎖的な一時保護所でなく、そのような開かれた見相のイメージを。意図はレスパイトもあるが、ギリギリになって一時保護して施設入所するのでなく、1週間レスパイトするから、3週間在宅で頑張ろうねというような、在宅支援を目的とした使い方ができればと思った。
 - ・これから具体的なことが決まると思うが、その段階で子どもから話を聞くということはあるのか。入っていないなら、入れられるなら入れて欲しいと思っている。
 - ・見相ができるよという子どもが見てわかるリーフレットがあると良いかと思う。
 - ・周知もそうだが、これまでに社会的養護で関わらないといけなかった子どもの声は聞かないといけないと思う。

○事務局より案件(2)③について説明を行う。

3. その他

	<p>○特になし。</p> <p>4. 閉会</p> <p>○事務局より、次回の第4回の会議は1月13日(金)午後2時から開催予定と連絡し、会議は閉会する。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------